

四日市市告示第198号

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月31日

四日市市長 森 智 広

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱（令和3年四日市市告示第122号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、新たに障害者（<u>本市の住民基本台帳に記録されている者に限る。</u>）を雇用する企業等とし、以下のすべてに該当するものとする。</p> <p><u>(1) 新たに雇用する障害者を市内の事業所等で勤務させる企業等</u></p> <p>(2) 四日市公共職業安定所等の雇用保険適用事業所又は労働者災害補償保険適用事業主</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、市内に本店を有している企業等が市内事業所等において障害者を雇用する場合は、本市以外の住民基本台帳に記録されている障害者も対象とする。</u></p> <p><u>3 第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、事業者と</u></p>	<p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付対象事業者（以下「事業者」という。）は、新たに障害者を雇用する企業等とし、以下のすべてに該当するものとする。</p> <p><u>(1) 市内に本店又は主たる事業所（従業員総数の2分の1以上の従業員が常時勤務している事業所をいう。）を有している企業等</u></p> <p>(2) 四日市公共職業安定所等の雇用保険適用事業所又は労働者災害補償保険適用事業主</p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは、事業者とし</u></p>

しない。

(1) から (3) まで (略)

ない。

(1) から (3) まで (略)

第1号様式を次のように改める。

第 1 号様式（第 7 条関係）

年 月 日

（あて先）

四日市市長

（申請者）

住 所

名 称

代表者

電話番号 ()

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金計画書

四日市市障害者雇用職場定着支援補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、次のとおり提出します。

記

1 雇用内容

1 被雇用者名	
2 雇用開始日	
3 所定労働時間	時 分～ 時 分（週 時間） <input type="checkbox"/> 短時間以外 <input type="checkbox"/> 短時間 <input type="checkbox"/> 週 20 時間未満
4 障害種別	<input type="checkbox"/> 身体障害者（ <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 重度以外） <input type="checkbox"/> 知的障害者（ <input type="checkbox"/> 重度 <input type="checkbox"/> 重度以外） <input type="checkbox"/> 精神障害者

2 添付書類

- ・ 申告書
- ・ 雇用通知書等の写し
- ・ 障害者手帳の写し
- ・ 事業者の概要（法人登記簿謄本など、資本金、従業員数、事業の概要等がわかるもの等）

申 告 書

下記の「確認事項」に該当または同意する場合は、チェック欄に「レ」を記入してください。

確 認 事 項	チェック
①申請企業の種類	<input type="checkbox"/> 大企業 <input type="checkbox"/> 中小企業
②被雇用者を継続して雇用する予定である。	
③被雇用者は、雇用開始の前日から過去3年間に、当該事業所において雇用されていない。	
④被雇用者は、障害者手帳を持っている。	
⑤ <u>被雇用者は、本市の住民基本台帳に記録されている者である。</u>	
⑥ <u>【本市以外の住民基本台帳に記録されている者を雇用する場合】</u> <u>市内に本店を有している企業かつ勤務地が市内である。</u>	⑤に該当しない場合
⑦被雇用者の勤務地は、市内の事業所等である。	
⑧被雇用者は、国のトライアル雇用助成金・特定求職者雇用開発助成金の受給対象者ではない。	
⑨被雇用者は、雇用保険の加入者である、または加入予定である。または、雇用保険の対象でない週20時間未満の雇用である。	<input type="checkbox"/> 短時間以外 (週30時間以上)
	<input type="checkbox"/> 短時間 (週20～30時間)
	<input type="checkbox"/> 週20時間未満
⑩公共職業安定所の雇用保険適用事業所、または、労働者災害補償保険適用事業主である。	
⑪申請書に虚偽の内容があった場合は、交付決定は無効となることに同意する。	
⑫補助金の受給後に虚偽の内容が明らかになった場合は、受給した補助金を返還し、加算金を納付する。	

上記の事項に相違ありません。

年 月 日

事業所名 _____

代表者名 _____

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(商工農水部商工課)